
日本軍占領下南京における 性管理／性暴力システム

— 「芸妓」「酌婦」から考える慰安婦問題

馬場 彩加

南京大学歴史学院博士研究生（博士後期課程）

1章 はじめに——2つの表に見る日本軍の性 管理／性暴力システム

1937年11月中旬、上海全域を制圧した中支那方面軍は南京追撃を強行し、前線部隊は「南京一番乗り」を競って進撃した。12月1日、大本営は「中支那方面軍司令官は、海軍と協同して敵国首都南京を攻略すべし」と下令し、中支那方面軍の独断専行が追認される形で南京攻略戦が実行された¹⁾。12月13日、南京城は日本軍によって占領された。この南京占領に前後して日本兵士は、集団的あるいは個別的に殺戮、強姦、略奪、放火を働き、「十数万以上、それも二〇万人近いあるいはそれ以上」の中国軍民が犠牲になったとされる²⁾。1938年3月28日、中支那派遣軍によって中華民国維新政府が成立する頃に、ようやく治安が安定したとされている³⁾。

1970年代から1990年代にかけて、南京大虐殺事件（以下、南京大虐殺）をめぐる民間から学界までをも巻き込む論争が繰り広げられたことは多くの人が知るところだろう。日本においても中国においても、南京大虐殺をいかに記憶するかという問題はナショナルな反応を惹き起こし、特に犠牲者総数をめぐって議論が過熱した。このような背景のもと、南京大虐殺研究の主要な関心は虐殺という「戦闘状態」に向けられてきた。一方、大きく注目されてこなかったのが南京大虐殺の「その後」だ。1937年12月13日の南京占領から1945年8月15日の日

本敗戦までのおよそ8年間、南京は日本軍の占領下に置かれていた。南京の中心地には「日本人街」が設置され、1944年5月には日本居留民人口は16,701人に達したとされる⁴⁾。南京大虐殺を経験した占領地の中心に「日本人街」が築かれ、8年の占領期間を送るとは、具体的にどのような事態だったのだろうか。

ここで、南京大虐殺の「その後」を示すある資料を見ておきたい。南京地区における中支那派遣軍⁵⁾憲兵隊の調査報告である。1938年2月19日と28日、中支那派遣憲兵隊司令官の大木繁の署名で「治安恢復状況調査ニ関スル件報告「通牒」」が出された。この一連の報告は、それぞれ1938年2月1日から10日と同月11日から20日までの南京及び周辺地区⁶⁾の状況を伝えている。報告の内容は、「一般概況」、「警備保安機関ノ配置状況」、「自治委員会活動状況」をはじめ「居民生活状況」、「文化施設恢復状況」、「民心帰向情況」など「治安恢復」に関わるものである⁷⁾。

本稿が注目するのはその中の1つ、「軍ノ為ノ慰安施設状況」である。表1、表2を参照されたい。表1、表2には、対象地区の「駐屯兵員ノ概数」、「慰安女婦ノ数」、「慰安婦一人ニ対スル兵員数」、「摘要」が記載されている。「慰安女婦」は「慰安婦」を指すと考えられ、「慰安女婦」がいることから「慰安施設」とは「慰安所」を指すと推察できる。そして、「駐屯兵員概数」を「慰安女婦」の人数で割った数値が「慰安女婦一人ニ対スル兵員数」とし

表1 1938年2月1日～10日、南京及び周辺地区の「慰安施設」の状況

地名	■屯兵員ノ概数	慰安女婦ノ数	慰安女婦一人ニ対スル兵員数	摘要
南京	25,000	141	178	
下関	1,200	6	200	
句容				慰安場ナシ
鎮江		109		本旬中慰安所利用セル人員将兵5734名アリ
金壇	1,200	9	133	
常州	6,440	46	140	
丹陽	1,700			
蕪湖		25		
寧国				不明

注1：一部欠損だが字数が推測できる箇所は■と表記した。

注2：原表の漢数字は数字表記に置き換えた。

出典：中支那派遣憲兵隊司令官大木繁「治安恢復状況ニ関スル件報告（通牒）」（1938年2月19日）厳編『鉄証如山：吉林省新発掘侵華檔案研究』（吉林出版集团有限责任公司、2014年、119-123頁）より作成。

表2 1938年2月11日～20日、南京及び周辺地区の「慰安施設」の状況

地名	駐屯兵員概数	慰安女婦ノ数	慰安女婦一人ニ対スル兵員数	摘要
南京	25,000	141	178	上記ノ外芸者17名アリ
■関（下関）	1,200	17	71	従来6名ノ処ニ2月20日11名増員アリタリ
【欠損】（句容）				未タ慰安所ノ設備ナシ
【欠損】（鎮江）	【欠損】	109	137	本旬間慰安所ヲ利用セル人員将兵8,929名アリタリ
【欠損】（金壇）	【欠損】	9	133	本旬間慰安所を利用セル人員338名アリタリ
【欠損】（常州）		46	140	
【欠損】（丹陽）	【欠損】	6	267	不足ノ為慰安所ヲ現地ニ於テ募集中ナリ
【欠損】（蕪湖）		109		内地人48 鮮人36 支那人25
寧国				交通杜絶ノタメ不明

注1：本資料の左端が一部欠損しているため、大きく欠損した箇所を【欠損】と表記し、欠損しているが文字数が推測できる箇所は■に置き換えた。

注2：表1と表2はごく短期間に同じ人物によって出された通牒であるため、同じ調査が同じ地域で行われたと判断し、欠損した地域名を（ ）で補足した。

注3：原表の漢数字は数字表記に置き換えた。

注4：「芸者」の太字は筆者による。

出典：中支那派遣憲兵隊司令官大木繁「治安恢復状況ニ関スル件報告（通牒）」。庄厳編『鉄証如山：吉林省新発掘侵華檔案研究』（吉林出版集团有限责任公司、2014年、124-127頁）より作成。

て記載されている。この表は南京だけでなく、下関、句容、鎮江、金壇、常州、丹陽、蕪湖、寧国の状況を伝えており、日本軍による女性の性管理が広範囲にわたっていることが確認できる重要な資料である。本稿では南京と下関を中心にみていくものの、この史料そのものの読解を提示するために、他の地域も部分的に参照する。

表1では、2月1日～10日の時点で、南京には25,000人の日本兵が駐屯しており、141人の「慰

安女婦」がいた。下関には1,200人の駐屯兵がおり、「慰安女婦」は6人であった。

次に、2月11日～20日の状況を表す表2を見ると、南京の駐屯兵数、「慰安女婦」数は変化がないものの、141人の「慰安女婦」のほかに「芸者十七名アリ」との記載がある。下関ではわずか10日間の間に「慰安女婦」が11名増員され17名になったことがわかる。

2つの表を見る際に、本稿が目指したいのは「摘

要」欄である。丹陽では「不足ノ為慰安女婦ヲ現地ニ於テ募集中」であり、「慰安女婦」が不足していること、またその不足を補うために現地で「募集」が行われていること、さらに蕪湖では「摘要」欄に「内地人」、「鮮人」、「支那人」の表記があり、その合計数が「慰安女婦」と同じであることから、「慰安女婦」に、「内地人」、「鮮人」、「支那人」がいて、中国現地や植民地から「募集」された女性たちが存在することが読みとれる。このことから本稿では、この二つの表が「慰安施設」、「慰安女婦」の不足を示しており、そのために「慰安女婦」を補う必要があることを示している表であるという点に注目していきたい。

では、「慰安女婦」の不足を示すこの表に書かれた「慰安女婦」ではない女性＝「芸者」とはどのような女性を指しているのだろうか。従来この表は、「慰安婦」の人数、そして「慰安婦」一人当たりの兵の人数の多さを示す史料として読まれてきた。南京の日本軍「慰安所」についてまとめた『南京日軍慰安所実録』⁸⁾では、この表を引用し、「慰安婦」が1日に何人の兵士を相手にしなければならなかったか、また10日間という短期間に「慰安婦」が増加したことに言及している。また、日本軍が南京を占領してからごく短期間の間に日本本土や朝鮮半島から「慰安婦」を連れて来るのは難しいとし、「慰安婦」のほとんどが中国現地の女性であったことを証明する史料として読んでいる。しかし、「芸者」についての言及はない。また、林青凌は「芸者」の存在について、「その時の日本軍は軍を「慰問」する人と「慰安」させる人は分けていた」と述べている⁹⁾。確かに、一般的な「芸者」という用語への理解からすれば、文字通り芸事をなす者を指し、占領地へ慰問の為に訪れたと考えることも可能だろう。占領直後の南京にも様々な団体が慰問に訪れている。しかし、そうした慰問に訪れる人々は、必ずしも女性ではなかったし、職業もさまざまであった。このような「芸者」の存在の見落としは、南京での公娼制度の展開に対する理解の欠如を表してはいないか。「芸者」が「慰安女婦」の不足を表すこの表に記されているということは、彼女らもまた「慰安女婦」

に準ずる存在であった可能性が高く、日本軍の性暴力から自由であったと見ることは難しいと考えるのが妥当ではないだろうか。

この「慰安婦」ではない女性は、「慰安婦」に近い存在であるが、従来、「慰安婦」制度の議論の枠組みからは取りこぼされてきた。彼女らも日本軍の性管理／性暴力システムの被害者の一部であることを考えるために、本稿では、占領地南京における「料理店」の展開を日本軍や居留民社会との関係から検討する。「慰安婦」問題を考えることとは、「慰安所」を考えることにとどまってはならないとする立場である。その際、虐殺後の南京の日常／非日常を「芸妓」、「酌婦」に着目して南京における戦時性暴力の継続を問題化する。また、日本軍と「芸妓」、「酌婦」らとの関係だけでなく、領事館警察や居留民社会との関係にも着目し、日本軍を頂点とする南京の性管理／性暴力システムの把握を目指す。

2章 「慰安婦」という概念

この章では、「慰安婦」制度の展開及び「植民地公娼制度」、占領下南京における「慰安婦」制度についての先行研究を整理し、本稿の立場を明らかにしておきたい。

1節 「慰安婦」制度と公娼制度

最初に「慰安婦」という概念について整理しておく。今日では、従軍「慰安婦」は「軍隊性奴隷」として知られるが、当初は性買売の実態を隠蔽する用語として使用されていた。宋連玉によれば、1930年代後半から戦地に女性を集めるために「慰安婦」が娼妓に代わる言葉として使用され始めたという¹⁰⁾。また藤永壮は、日中戦争全面化まで、上海の「慰安所」にいた女性たちは、公文書で「慰安婦」ではなく「酌婦」や「従業婦」、「特殊婦女」、「特種婦女」、「女給」と記されていたことを指摘している¹¹⁾。

ここで「慰安婦」と公娼との関係をいかに考えるかが重要な問題となる。藤目ゆきは、「慰安婦」問題の議論に見られる「慰安婦＝公娼」論と「慰安婦

≠公娼」論双方の問題点を指摘している¹²⁾。「慰安婦=公娼」論は、「慰安婦」は「売春婦」であるから商行為に過ぎず、強制性もないという主張である。だが、「慰安婦≠公娼」論は、むしろ元「慰安婦」支援運動に見られる主張であり、「慰安婦」の強制性を「公娼」との対比の中で強調するが、この立場もまた「公娼」が商業売春であるという観点に立つものである。藤目の、「公娼制度はそれ自体が女性を買売して拘禁し、国家権力の監視下で日常的に女性を客や楼主の暴力にさらす国家的性奴隷制度」であるとの指摘は重要である¹³⁾。そして藤目は公娼制度が「慰安婦」制度に歴史的・社会的土台を用意したとして、その連続性を強調している。

吉見義明は、『買春する帝国』で帝国日本の性買売の歴史を概観し、公娼制度と「慰安婦」制度との類似性を指摘している。藤目と異なる点は、「国内の狭義の公娼制（貸座敷・娼妓制度）と軍「慰安婦」制度は共通する面があるが、後者は性売公認というより性売公設であるなど、公娼制の定義をこえるものである」と指摘するように、公娼制度と「慰安婦」制度の線引きを行っている点である¹⁴⁾。また、吉見は「公的な性買売システム」の中に、「公然たる貸座敷娼妓制度」、「性買売を隠蔽する芸妓・酌婦制度」、「公権力が直接推進する軍慰安婦制度」、「企業慰安婦制度」等があるとしている¹⁵⁾。つまり、藤目はジェンダーの視点から、近代日本の公娼制度から連続する性暴力の問題として「慰安婦」制度の問題を批判しているが、吉見は管理主体や運用実態など制度面からの把握に重点があり、公娼制度と「慰安婦」制度とを類似してはいるが、異なる制度として捉えていると思われる。本稿は、藤目の公娼制度と「慰安婦」制度の連続性を重視する立場に学び、「慰安婦」制度は公娼制度と重なるようにして成立しているのではないかと考えている。

次に、「慰安所」という場所についても確認しておく。関連研究でよく引用される吉見義明による日本軍「慰安所」の分類を見ておきたい。彼は「慰安所」を以下の四つに分類している。(1)「軍直営の慰安所」、(2)軍が監督統制する軍（軍人・軍属）専用の慰安所、(3)「一定時期、軍が民間の売春宿など

を兵員用に指定し」、「軍に特別の便宜を図るが、民間人も利用する」もの、(4)「純粋に民間の売春宿で、軍人がそこに通ったとしても軍とは関係ないもの」¹⁶⁾。吉見の定義は、軍がどの程度関与するかにより「慰安所」と売春宿とを区分するものである。朴貞愛はこれに対し、「[軍の非指定遊郭]という範疇を新しく作り、これを「慰安所」の概念の外に位置づけているので公娼と慰安所との間に境界線を引いてしまう」¹⁷⁾という重要な指摘をしている。吉見の分類法は、「慰安所」や売春宿の管理実態を明確にするうえでは有効である。だが、(4)に該当する売春宿を日本軍と関係ないものとして分類するとき、帝国日本の支配地域に存在する売春宿や性管理の実態、公娼や私娼の実態を問うことは難しくなるのではないか。

吉見において売春宿に位置づけられるものをどう考えるかについて、本稿は「植民地公娼制度」の議論から多くの示唆を得ている。藤永壮は、朝鮮や「満州」、上海などの帝国日本の支配地域において実施された公娼制度の総称として、「植民地公娼制度」という語を用いている¹⁸⁾。藤永によれば、「植民地公娼制度」には2つの画期があった。第一の画期、日露戦争により帝国日本の性管理システムが拡散し、第二の画期である第一次世界大戦により朝鮮人接客業者の帝国内移動が活発化した。またその際、接客女性を指す様々な欺瞞的な用語が生み出された。こうして、帝国内で拡散した植民地公娼制度が「慰安婦」動員の装置として機能していったという。藤永の言葉を借りれば、「平時には植民地支配のために機能している道具立てやインフラ（植民地公娼制度）が、戦時遂行をさせる手段（「慰安婦」制度）として稼働」¹⁹⁾しているのであり、「慰安所」と売春宿とを線引きしようとすることで、性暴力の連続を見落とす可能性もあろう。本稿では、植民地公娼制度の研究に示唆を受けつつ、また、公娼制度との連続面に注目しながら、日本軍占領下の南京に焦点を当てるものである。

2 節 南京大虐殺研究史における性暴力研究の位置

南京大虐殺が英語で“The rape of Nanking”と呼

称されることから伺えるように、南京大虐殺における性暴力被害はこれまでに注目されてきた事実である。南京に設置された安全区国際委員会のメンバーであるジョン・ラーベやミニ・ヴォートリンは、日本軍によって慰安所が設置されたことや、女性が連れ去られたことを日記に記録していた²⁰⁾。南京大虐殺研究では、こうした日記や証言の地道な発掘が1980年代頃から2000年にかけて進められており多くの成果を残している²¹⁾。

そのなか、南京大虐殺研究において性暴力の問題に最も多くの関心を集めたのが、利濟巷「慰安所」建築群の発見であると言えよう。2002年、西野瑠美子、朱弘らの調査チームは、朝鮮人元「慰安婦」朴永心さんの証言をもとに、南京の利濟巷で旧日本軍「慰安所」を発見した。翌年、朴永心さんがこの場所を訪れ、2階の19号室に自身が監禁されていたことを証言したのである²²⁾。朴永心さんの証言の裏付けにより、利濟巷「慰安所」はアジアに現存する最大規模の「慰安所」建築群として注目され、2014年11月から侵華日軍南京大屠殺遇難同胞紀念館の分館として一般公開されている。利濟巷が虐殺紀念館の分館に位置づけられたことは、中国公式の歴史観においても南京における「慰安婦」制度の展開が重視されるようになったことを意味している。だが、ここで特に指摘しておきたい利濟巷の他の一面は、それが「日本人街」に位置していることである。現存するアジア最大の「慰安所」旧址が南京の「日本人街」に存在することは、「日本人街」と「慰安所」や「料理店」との不可分な関係を示唆している。「慰安所」だけにとどまらない占領地を取りまく性管理／性暴力システムの実態を検討する作業が必要なのではないか。

近年の中国では『南京日軍慰安所実録』が、『支那在留邦人人名録』（島津長次郎編、金風社）²³⁾と証言に依拠しながら、南京の慰安所の所在地と現在地との照会を行った。その際、中国の「慰安婦」制度研究の権威である蘇智良は南京「慰安所」の類型として(1)日本軍直営の「慰安所」、(2)日本居留民による経営の「慰安所」、(3)傀儡政権によって開設されたあるいは経営された「慰安所」、(4)日本軍指定

の「慰安所」があるとしている²⁴⁾。だが彼らが「慰安所」だと紹介できた場所は、「慰安所」としての証言が残る場所と、「慰安所」として文書に記録が残っている場所である。「慰安所」のほかに「料理店」においても性暴力の実態があると考えられることから、どのような業態で営業されていたのかを検討する必要があるだろう。

以上、2章では「慰安婦」制度と公娼制度の連続性と南京大虐殺における性暴力研究の位置について先行研究に拠りながら概観した。藤目の公娼制度そのものが「国家的性奴隷制度」であるとの議論や藤永の植民地公娼制度研究に学び、本稿では、日本軍や公権力による女性の性買売管理そのものが性暴力に他ならないという立場を取る。そして「慰安婦」や公娼、私娼を含めた公権力による性管理の在り方を「性管理／性暴力システム」と呼ぶ。以下では、まず南京の「日本人街」がいかに性管理／性暴力と密接な関係にあったかを在南京日本総領事館の資料から読み解き、そこで働く「芸妓」「酌婦」たちがどのような状況に置かれていたかを検討する。

3章 日本人街という場所

1節 南京の日本人街

ここではまず、日本軍の南京占領後の「日本人街」設置の状況と、「日本人街」に性買売業者が移入する過程を見ていこう。

日本軍の南京占領直後、1937年12月21日に「日本人街」設置案が登場する。上海派遣軍参謀長であった飯沼守と参謀副長の上村利道の陣中日誌をまずは見ておきたい。

南京ニ於ケル日本ノ専管居留地ノ如キ区域ハ城内北部ノ三分ノ二強ト紫金山南麓ノ相当広大ナル地域、目下長崎等ニ避難シアル日本人ノ（主トシテ営業者）居住区域ハ支那町ニ接スル中心部、軍ノ諸機関ノ附近ニハ外支人ノ居住ヲ許可セス。此案ニテ殿下モ同意²⁵⁾（「飯沼守日記」）



地図1 「南京市市街図」

出典：『南京市市街図』（1943年、南京特別市地政局）。

◎南京ノ日本人街建設ニ就テ軍司令官ノ決済ヲ受ク（第二課）²⁶⁾（「上村利道日記」）

飯沼は、軍・官・民を含めた日本人全体の居留地について記している。そのうち、営業者の居住区は

中国人街に隣接する中心部とされた。これと同時期に、上海派遣軍司令部参謀第二課は「南京慰安所ノ開設」についても審議を行っていることは先行研究がすでに指摘しているところである²⁷⁾。例えば12月19日の「飯沼守日記」では第二課長の長勇中佐に「女郎屋ヲ設ケル件」が依頼されている²⁸⁾。「日本人街」の設置と「慰安所」の開設が同時期に決定されていた点に注目してほしい。

「日本人街」の具体的な範囲が示されるのは、1938年2月の南京特務機関の報告資料によってである。南京特務機関によれば、「日本人街」は「北八国府路ヨリ南ハ白下路ニ至リ西ハ中正路ヨリ東鉄道線路ニ達スル一帯ニシテ中ニ太平路及東中山路ノ繁華街ヲ含ム」²⁹⁾ 範囲で、面積は約220町歩³⁰⁾ だという。当時の「南京市市街図」（地図1）を見ると、城壁に囲まれた市街地の中心に東西と南北



地図2 南京の「日本人街」

注1：マーカーは引用者による。線で囲んだ部分が日本人街の範囲である。

注2：日本人街の範囲については、「南京班第二回報告（二月中状況）」遼寧省档案馆編『満鉄密档 満鉄と侵華日軍』（第16輯、広西師範大学出版社、1999年、397頁）を参照した。

注3：地図2は『南京市市街図』より作成。



写真1 「日本人街」の繁華街、太平路

注1：右から1軒目に「上海購買組合支店」、2軒目に「実業百貨店」の看板が見える。『支那在留邦人名録』の29版中支版（1939年）、30版中支版（1940年）、31版中支版（1941年）、32版（1942年）に照らしてみると、「上海購買組合」は、1939～1941年頃に太平路10-12号と下関に店を構えており、1942年には下関の店舗だけが記載されている。「実業百貨店」は1939年に太平路14号と昇州路に出店しており、1940～42年には同住所で「白木実業公司」として記載されている。このことから少なくとも1939～1940年頃の太平路の風景であると考えられる。出典：「南京城内の中央にある、中山路、及び中山東路とともに日本人の多く居住する繁華街、太平路の景観【長江岸風景】」、発行年・発行者不明、京都大学附属図書館所蔵。

に延びる幹線道路が見える。市街地の中心にあるロータリーは新街口と呼ばれ、東西に延びる中山東路・漢中路と南北へ延びる中正路（後に復興路、現中山南路）・中山路が交差する。市街地中心の新街口附近の近代的な商業地区や、西南部の夫子廟一帯、それに隣する太平路、中華路等の歴史ある商業地区は、日中戦争以前、南京城内で最も栄えた場所であり、そのほとんどが「日本人街」の範囲に含まれた³¹⁾。

南京の市街地の中心に「日本人街」を建設することは、古参の日本居留民にとって特別な意味があった。日本軍占領以前、特に十五年戦争勃発以後の南京では城内に居住する日本人はごく少数だった。1937年1月の日本居留民人口は内地人142人、朝鮮人240人、台湾人37人で計419人で³²⁾、そのほとんどが城外の下関に居住していたとされる³³⁾。それが占領後になって、1938年12月末には内地人3,585人、朝鮮人285人、台湾人80人の計3,950人に急増した³⁴⁾。

1938年3月10日、南京日本居留民会が成立した。南京日本居留民会の予算案において、より詳細な「日本人街建設案」が浮上する。1938年4月5日の『大阪朝日 中支版』は、南京日本居留民会が「将来の中支政権の首都たるべき南京の中心部に模範的日本人街を作ることに決定」³⁵⁾したと報じて

いる。その具体的内容は、「日本人地区」を設定し、この地区に対し「焼跡整理」、「貧民家屋整理」を実施し、「日本公園」、「南京神社」、「消防署」、「避病院」等の施設を設置、そして「道路撒水」により清掃を徹底し「警備隊」を置くというものだった。南京日本居留民会はこのほかに、「大陸進出は骨を埋める覚悟で」というモットーを掲げ、寺院や日本人墓地の建設などを検討していた³⁶⁾。ここに見られるように、「模範的日本人街」の建設とは、文字通りの「日本人街」の建設、つまり日本人が内地同様に暮らせるような街を作ることであった。そして、「昨年までの抗日拠点南京はいま全面的に面目を一新して新しい再生の道を歩んでゐるのだ」³⁷⁾という言葉に表される通り、「日本人街」をかつての「抗日拠点」の中心に建設するからこそ、南京の日本人にとって「模範的」意味を持った。

だが、「模範的日本人街」とは、占領者日本人の欲望を満たす街を意味していた。南京防衛司令部（第十五師団）参謀部の細井倉之助は、軍人の視点から以下のように日本人街を回想している。

料亭及び慰安所関係は、三條巷、四條巷付近に集中し、おでん屋、すし屋、喫茶店、小料理屋は新街口から太平路間の両側裏町に多く充ち故国の味に親しめた。

したがって日本軍人の外出はこの地区に限定され、中国人街特に中華門東側の夫子廟は立ち入り禁止になっていた³⁸⁾。

三条巷と四条巷は日本人街の東側境界線となっている鉄道の東側に位置する、中山東路から常府街へ南北に走る小道である。『人名録』（1942年）によればこの地域には、「浪花楼」（慰安所・四条巷）、「大賀荘」（料理業・三条巷）、「紫金亭」（料理業・三条巷）、「萬力」（料理置屋業・四条巷）、「北海楼」（料理置屋業・四条巷）、「歌喜久」（料理置屋業・四条巷）、「金波楼」（料理店・四条巷）、「清富士楼」（乙種料理店・四条巷）、「福宮」（料理店・四条巷）、「富山楼」（料理店・四条巷）、「梶井楼」（料理店・四条巷）、「高橋楼」（料理店・四条巷）があった。

表3 南京在留日本人の業種別営業許可数（1938年3月）

営業別	許可数	開業数	未開業数	備考
飲食店業	31	25	6	
料理屋業	4	3	1	芸妓置屋
貸座敷業	6	11	1	軍関係六件
カフェー営業	6	4	2	
喫茶店営業	3	1	2	
割烹業	2	2		
計	181	105	83	

注1：原表には48の業種が記載されているが、ここでは関係する業種を一部抜粋し掲載した。

出典：「営業許可数及開業、未開業別調査表」（三月末現在）「南京班第三回報告」遼寧省档案馆編『満鉄密档 満鉄与侵華日軍』第16輯、広西師範大学出版社、1999年、437-441頁より作成。

アジア最大の慰安所建築群である利済巷とも非常に近い地域である。また、三条巷と四条巷に接する常府街には、今日「将校慰安所」として知られる「松下富貴楼」（料理店・福安里）があった³⁹⁾。中山東路や太平路といった大通りから外れた裏通りに、軍により関係の深い料亭や慰安所が集中していたと考えられる。

細井によれば当時、支那派遣軍総司令部所管の料亭「福宮」、南京防衛司令部所管で上士官用の料亭「大賀荘」、南京防衛司令部管理部所管の料亭「大樹荘」（将校慰安所）、民間系の料亭「歌喜久」、一流料亭の「静の家」等があったという⁴⁰⁾。こうして見てみると、一部の「料理店」は軍の管理下にあった可能性が高く、「慰安所」が集中している地域には「料理店」も広がっていたことが予想できる。では、「料理店」と「慰安所」にはどのような違いがあるのか。次節では「料理店」がいかなるものであるかに注目しながら、南京の日本人街の「模範的」あり方を掘り下げていきたい。

2節 「営業規則」に見る南京の「料理店」

1節では、「料理店」が日本人街に集中しており、「慰安所」の分布とも重なっていたことについて紹介した。実際、南京の街では様々な形で性買売／性管理が行われていた。このことについて2節では、南京特務機関や在南京日本総領事館の資料を中心に、性買売業が具体的にどのような形態で営業していたのかを検討していく。

占領当初の南京では、漢口から引き揚げてきた業

者が軍からの便宜を受け開業するパターンが多かった。表3は1938年3月の日本人の性買売業の業種別許可数を示した表で、原表には48の業種が記載されている。今日的な理解からすれば「料理店」、「カフェー」、「喫茶店」、「割烹業」等は、飲食や酒を提供するものと理解される業種で、飲食店業として記載されても不思議ではないが、ここまで細かく分類されるのはなぜだろうか。

上海では南京に先立って、「料理屋」以外に「カフェー」や「飲食店」という業態が買売春を黙認する用語として用いられていたことが指摘されている⁴¹⁾。また、「貸席」や「貸座敷」とは、場所を貸し料理を提供するだけの営業という建前で「娼妓」を抱える業者のことである⁴²⁾。「貸座敷業」の備考欄に「軍関係」とあることから、6軒の「貸座敷」は軍からの指定を受け、軍関係者によって利用されていたと思われる。興味深いのは、48の業種が記載されている原表のなかで「貸座敷」の開業数だけが許可数を上回っていることである。つまり、営業許可に先立って（あるいは許可なしで）営業が開始されていたことが推察される。また、「料理屋業」の備考欄に「芸妓置屋」とあることから、「料理屋業」とは単に料理を提供する場ではなく、「芸妓」を抱えておりほかの飲食店にも派遣する「芸妓置屋」のことを指していると考えられよう。1章で取り上げた「芸者」とはこのような「芸妓」であった可能性も考えられる。

「慰安所」と「料理店」「飲食店」の管理に関わって、重要な決定がなされたのが、1938年4月16日、南京総領事館における陸・海軍、外務省関係者らによる、在留邦人の各種営業許可及び取り締まりについての協議会である⁴³⁾。この協議会で、「酒保」「慰安所」の管理について、陸・海軍専属の「酒保」「慰安所」は陸・海軍が経営監督し、領事館は関与すべきではないこと、「一般ニ利用セラルル所謂酒保及慰安所」に対する民間人の取り締りは領事館によって行い、「酒保」「慰安所」に出入りする軍人・軍属に対する取り締りは憲兵隊によって行うこと、また憲兵隊は必要に応じて臨検、その他の取り締りを行うことが決定された。さらに、将来兵站部の指

導によって設置される軍専属の「特殊慰安所」については憲兵隊が取り締り、既設の「慰安所」は「一般居留民ノ利便」を考え、その一部を「特殊慰安所」に編入することがあるとした⁴⁴⁾。

まず用語について整理すると、「一般ニ利用セララル所謂酒保及慰安所」は、一般の人も利用することから、軍専属の「慰安所」というよりも、「芸妓置屋」や「貸座敷」、「料理店」等の形式で営業しているものを指している可能性が高い。また、軍専属の「特殊慰安所」は軍「慰安所」を指すと考えられる。この協議会の用語法で言えば、「慰安所」とされているものが「芸妓置屋」、「貸座敷」、「料理店」に該当し、「特殊慰安所」が軍「慰安所」に相当するだろう。本来、「慰安所」自体が性暴力の実態を隠蔽する用語であるが、ここでは更に「特殊慰安所」と言い換えるという欺瞞的な用語法が使われている。こうした欺瞞的な用語法とともに、「慰安所」と目されるものの裾の広さにも注意を促しておきたい。

取り締りの管轄についてであるが、ここまでの記述で見ると、軍と領事館の協力関係が確認されたというよりも、既に吉見義明が指摘したように、この協議会によって領事館の監督・取り締まりを許さない、軍専属の「特殊慰安所」と女性たちが存在するようになったと捉えるのが妥当だろう⁴⁵⁾。しかしここでは、軍専属の「特殊慰安所」ではなく、民間に広がる多くの「料理店」等にできる限り光を当てていきたい。

そこで、次に在南京日本総領事館において、「料理店」「飲食店」などの業種がどのように管理されていたかを検討したい。先の協議会の1年後、1939年4月24日付の領事館令第四号「料理店」、飲食店、「カフェー」、「ダンスホール」芸妓置屋取締規則（以下「取締規則」）を見ておこう。

——料理店——

第十三条 本令ニ於テ料理店ト称スルハ客座敷ヲ設ケ客ニ飲食物ヲ供シ芸妓、舞妓ヲ招致シ又ハ酌婦ヲ供シテ遊興セシムル営業ヲ謂フ

第十四条 料理店ヲ分チテ甲乙二種トス

甲種料理店ハ芸妓置屋ヲ兼ヌルコトヲ得ルモ酌婦ヲ雇入レ又ハ之ヲ招致スルコトヲ得ズ

乙種料理店ハ酌婦ヲ供シ客ヲ遊興セシムルモノニシテ芸妓置屋ヲ兼ヌルコトヲ得ズ

第十五条 乙種料理店ノ抱酌婦ニ関シテハ芸妓置屋ノ規定ヲ準用ス

——芸妓置屋——

第十六条 芸妓、舞妓ヲ雇用シタルトキハ所轄警察署ニ願出テ許可ヲ受クベシ

第十七条 雇主ハ芸妓又ハ舞妓トノ貸借関係ヲ記載シタル帳簿ヲ整備シ毎月未精算ノ上翌月五日迄ニ所轄警察署ノ検閲ヲ受クベシ

第十八条 芸妓、舞妓ハ置屋ニ居住セシメ其ノ居室ハ保健衛生上遺憾ナキ設備ト為シ且ツ室内ヲ外部ヨリ透視シ得ザル構造ト為スベシ⁴⁶⁾

まず、「料理店」とは客座敷と飲食を提供し、「酌婦」に接客させたり「芸妓」や舞妓を招致したりすることができる場所と定義されている（第十三条）。そして、「料理店」は「甲種料理店」と「乙種料理店」とに区別される（第十四条）。「甲種料理店」は「芸妓置屋」を兼ねることが出来るが、「酌婦」を招致することが出来ない。一方、「乙種料理店」は「酌婦」を供するが、「芸妓置屋」を兼ねることが出来ない（同上）。これはいったい何を意味するのだろうか。

ここで注目すべきは「乙種料理店」の「抱酌婦ニ関シテハ芸妓置屋ノ規定ヲ準用ス」（第十五条）とされている点である。まず、「甲種料理店」が「芸妓置屋」を兼ねるということは、「芸妓、舞妓ハ置屋ニ居住」（第十八条）させるということであり、「芸妓」、「舞妓」を雇用し、時には他の店へ派遣するのが「甲種料理店」であると理解できよう。次に、「乙種料理店」は「酌婦」を「供する」が、「芸妓置屋」を兼ねることはできないということは、「酌婦」を雇用するが「芸妓」「舞妓」を「供」したり派遣したりすることが出来ないということだろう。また、「甲種料理店」では「酌婦」を雇ったり招致したりできないことから、「酌婦」は「乙種料理店」に居住させられ移動の自由を制限されていた可能性が高

いのではないか。いったん整理すると、「甲種料理店」では、「芸妓」「舞妓」は「芸妓置屋」に居住させられてはいるが「派遣」されることもあり、一定の自由があったことが予想される。一方「乙種料理店」の「酌婦」は、「料理店」から外出する自由があったかどうか確認できない。むしろかなり行動の自由が制限されていたことが予想できる。

「芸妓置屋」ではない「乙種料理店」が「抱酌婦ニ関シテハ芸妓置屋ノ規定ヲ準用」するという点であるが、「芸妓置屋」に関わる第十六条から第二十条の規定の全てが適用されると解釈するのが素直な読み方ではないだろうか。「芸妓」「舞妓」に関する条文が「抱酌婦」にも同様に適用されると考えるのが妥当だと考える。そうであるならば、「雇主ハ芸妓又ハ舞妓トノ賃借関係ヲ記載シタル帳簿ヲ整備シ」（第十七条）とあるように、「芸妓」「舞妓」だけでなく「酌婦」も抱主と「賃借関係」（＝前借金）があることを示している可能性が高い。すなわち、「甲種」であろうと「乙種」であろうと、そこで暮らす女性たちは、経済的金銭的に隷属していたことが推察される。

なお、「取締規則」が定められる1年以上前の1939年2月12日の新聞では、甲種料理店組合には「芸妓」77人、「酌婦」24人が所属し、乙種料理店組合には91名の「酌婦」が所属していることが伝えられている⁴⁷⁾。当時は甲種料理店も「酌婦」を雇うことはできたようであるが（その理由は不明）、乙種料理店には「酌婦」だけが所属していることから、「芸妓」と「酌婦」の間には「取締規則」で規定される以上の何らかの区別があることは明らかだろう。

次に「飲食店」、「カフェー」について見ておこう。

—飲食店「カフェー」—

第二十一条 飲食店トハ飲食物ヲ調理シ座席ヲ設ケ客ノ求メニ応ジ飲食物ヲ供スル営業ヲ謂ヒ「カフェー」トハ洋風ノ設備ヲ為シ女給ヲ使用スル飲食店ヲ謂フ

第二十二条 飲食店及「カフェー」ニ於テハ客ヲ宿泊セシムルコトヲ得ズ

第二十三条 仲居、女給、雇女、女中ニハ芸妓、酌婦、「ダンサー」類似ノ行為ヲ為サシムベカラズ⁴⁸⁾

ここでわかることは、「飲食店」や「カフェー」は、「客ヲ宿泊セシムルコトヲ得ズ」という点で「料理店」と区別されていること、また「飲食店」や「カフェー」において雇用される「仲居、女給、雇女、女中」等の接客女性は営業内容において「芸妓」、「酌婦」、「ダンサー」とは区別されていること（芸妓、酌婦、「ダンサー」類似ノ行為ヲ為サシムベカラズ）である。しかし「宿屋営業取締規則」（1939年4月24日付館令第三号）を参照すると、「女給」とはどのような存在であるのか、疑問が生じる。「理由ノ如何ヲ問ハズ芸妓、舞妓、酌婦、女給、ダンサー等ヲ客室ニ招致スベカラズ」（第七条、十一）⁴⁹⁾と記載されているからである。「女給」は「芸妓」等に分類される存在なのか、それとも「取締規則」の第二十三条にみたように、「芸妓」、「酌婦」、「ダンサー」とは区別される存在なのか。「宿屋営業取締規則」が、宿屋としての営業を順守させる規則であることを前提とすれば、「芸妓」、「舞妓」、「酌婦」、「ダンサー」の招致のみを禁止すればいい

表4 「芸妓」、「酌婦」をはじめとする接客婦人員数（1940年末）

種別	本年末人員数	前年末人員数	前年度に比し		摘要
			増	減	
芸妓	188	212		24	
酌婦	360	217	143		内支那人百三十七名
仲居	78	76	2		
女給	561	235	326		内支那人三百二十名
計	1187	740	471	24	

注：「支那人」という表記は、原表の表記に従った。

出典：「在南京総領事館警察署 館内状況及警察事務統計表 昭和15年」（外務省外交資料）。アクティブ・ミュージアム「私たちの戦争と平和資料館」ホームページ、「日本政府未認定の日本軍『慰安婦』関連公文書リスト」[<https://wam-peace.org/ianfu-koubunsho/>]（最終閲覧日 2022/9/26）。

表5 南京在留朝鮮人職業別人口（1940年末）

職業	戸数	人口		
		男	女	計
女給	2		2	2
慰安所	6	7	8	1
娼妓	84		84	84
計	136	285	258	543

注：「南京在留朝鮮人職業別戸口表」から一部を抜粋。
 出典：「在南京総領事館警察署 館内状況及警察事務統計表 昭和15年」（外務省外交資料）。アクティブ・ミュージアム「わたしの戦争と平和資料館」ホームページ、「日本政府未認定の日本軍『慰安婦』関連公文書リスト」[https://wam-peace.org/ianfu-koubunsho/]（最終閲覧日 2022/9/26）。

のではないか。ここに「女給」も含まれるのは、たんなる混同に過ぎないのか。

また、「ダンスホール」は、「取締規則」の第二十四条から第三十条にかけて「削除」されており、残る二条も営業の停止と許可取り消し（第三十一条）や違反者の措置（第三十二条）に対して定めている。南京では「文化都市南京の質実ぶりを発揮」するため「ダンスホール」の営業が禁止されていた⁵⁰。にもかかわらず、上記の条例で「ダンサー」の招致が禁止されるのは、「ダンスホール」廃止後も「ダンサー」がひっそりと営業していたということなのだろうか。「女給」や「ダンサー」については不明な点が多い。本稿では、こうしたあいまいさの残る資料を提示するだけにとどめ、関心を「芸妓」「酌婦」の方に再度戻したい。

3節 「芸妓」「酌婦」という人々

2節では、「芸妓」は「甲種料理店」の接客婦であり、「酌婦」は「乙種料理店」の接客婦であったことを確認した。そして「芸妓」「酌婦」は「料理店」に居住させられており、移動の自由を制限されていた可能性を指摘した。この点において、軍「慰

安所」に隷属し行動の自由を著しく制限されていた「慰安婦」と「芸妓」「酌婦」はかなり近い存在ではなかったかと推察される。以下では「芸妓」「酌婦」「仲居」「女給」等異なる呼称を持つ接客女性たちは、それぞれどのような違いがあったか可能な限り検討したい。

「芸妓」「酌婦」をはじめとする接客女性たちは、南京にどれだけ存在したのだろうか。在南京総領事館警察署の統計資料を注目されたい。表4、5はともに1940年末調べの接客婦人員数である。表4によれば、「芸妓」が188人、「酌婦」が360人、「仲居」が78人、「女給」が561人であった。特に明記されない限り朝鮮人、台湾人を含む「日本人」女性の人員数を示していると考えられる。また、「摘要」欄を見ると、「酌婦」には137人の中国人女性が、「女給」には320人の中国人女性が含まれていることが分かる。「芸妓」と「仲居」には中国人が含まれていない。このことから、「芸妓」と「酌婦」との間に何らかの序列があると考えられる。

つぎに表5を参照されたい。南京在留朝鮮人の職業別人口を一部抜粋したものである。朝鮮人経営の「慰安所」が6軒あり、「娼妓」が84人、「女給」が2人いた。朝鮮人においては「女給」という呼称は用いられるが、「芸妓」や「酌婦」という呼称は用いられず、さらに「娼妓」というより直接的な呼称が使用されている。表4と表5からは、民族的な階層差が存在したことが推察できる。

次に様々な呼称を持つ接客婦の違いについて見ておこう。表6は「南京日本居留民団課金条例」（1940年8月1日議決）に依って徴収される雑種課金の賦課率を示す表である⁵¹。接客婦女の税負担の実態については個別の検討を要するが、ここで

表6 芸妓、酌婦、仲居、女給、女中等の雇用婦の雑種課金賦課率表

業態 納課税者	兵站指定	甲種料理店	乙種料理店	割烹	カフェー バー	食堂	ホテル 旅館	下宿其他
芸妓	三級	五級	—	—	—	—	—	—
酌婦	二級	—	四級	—	—	—	—	—
仲居	三級	四級	三級	三級	—	—	—	—
女給	—	—	—	—	二級	一級	—	—
女中	—	—	—	—	—	一級	一級	(免)

出典：中内二郎「揚州、鎮江及南京に於ける居留民行政機関」『東亜研究』（59）、1937-1944年、133頁。

は接客婦の分類に注目して使用したい。表6に示される等級は、別表と照らし合わせ賦課額を明らかにするためのものである。本稿ではどの業態にどのような接客女性が存在したかを確認したいため別表の詳細までは検討しないが、1～45級まで賦課額が設定されており、等級が高くなるほど賦課額が高くなることを指摘しておく。まず業態から確認すると、「兵站指定」、「甲種料理店」、「乙種料理店」、「カフェー、バー」、「食堂」、「ホテル、旅館」、「下宿」のなかで、性買売があると考えられる業態は「兵站指定」、「甲種料理店」、「乙種料理店」である。「兵站指定」では、「芸妓」、「酌婦」、「仲居」が働かされ、「甲種料理店」には「芸妓」、「仲居」が、「乙種料理店」には、「酌婦」、「仲居」がいた。「甲種料理店」には「芸妓」がいて、「乙種料理店」には「酌婦」がいるという点で、3章で確認した内容と共通している。だが「兵站指定」には「芸妓」、「酌婦」の両方が存在する。接客女性が実際にどの程度の収入を得ていたかについては慎重な検討が必要であるが、この表の等級だけを参考にすると、「甲種料理店」が最も高級な料理店で、「芸妓」は最も序列の高い接客女性だったのではないかと思われる。推測の域を出ないが、「芸妓」は何らかの「芸」を身につけているが、「酌婦」は酒を注ぐだけの能力しかないという、女性間に階層差が設けられていたのではないだろうか。また、ここに出てくる「仲居」については、現在のところ資料が不足しているし、表6についても合理的な説明は難しい⁵²⁾。

ここで「芸妓」について示す別の資料を見ておきたい。1939年6月21日の『大陸新報』は以下のように伝えている。

総領事館投毒事件⁵³⁾のあつた十日の夜、宴席にサービスとして南京の福宮、立花、金龍の三料亭の芸妓が侍る事になつてゐた、金龍の芸妓は遅れてあの騒ぎには間に合はなかつたが、福宮と立花から出座敷に来てゐた六人の妓はけなげにも被害者に塩水を吞ませたり、寝台へ運んだり、よく働いたものであつた、中にも立花の主人は■を聞きつけて駆けつけ、万事に采配

を採つて面目を施したといふ、この事は被害者の某武官も総領事館の人々も「よくやつてくれた」と■称してゐるのは近頃うれしい話だ⁵⁴⁾。

このとき「福宮」、「立花」、「金龍」の三料亭の芸妓が宴席に「出座敷」に来ていたという。「福宮」、「立花」、「金龍」はいずれも「甲種料理店組合」に所属する「甲種料理店」であつた⁵⁵⁾。「甲種料理店」と判明しているのはこの他に、「妻鶴」、「三笠」、「静家」、「初の家」、「梅の家」がある。このことから、「甲種料理店」に所属する「芸妓」は宴席に出張するなど公式の場に現れる機会があつたのではないか。また「妻鶴」は「将校集会所」であつた可能性が高い⁵⁶⁾。一方、南京にあつた「乙種料理店」として挙げられるのが、新聞記事で確認できる限り、「共楽館」、「万来」、「光陽楼」、「都」、「清南」、「吾妻」、「菊水」、「鼓楼」である⁵⁷⁾。だが、『南京指南』では「妓院」として、「共楽館慰安所」、「青南楼慰安所」(清南)、「菊水館慰安所」、「鼓楼飯店中部慰安所」が⁵⁸⁾、『中南支工商名鑑』では、「慰安所」として「万来館」、「光陽館」、「清南楼」が紹介されている⁵⁹⁾。「慰安所」と「乙種料理店」とに重複が見られることから、「慰安所」と「乙種料理店」は非常に近いものであると考えられる。それらの場所に拘束されていた女性に目を向けてみると、「慰安婦」であつたならば自由な外出が難しいと考えられる。自由を拘束されていたという点で「慰安婦」と「酌婦」との線引きは非常に難しい。性奴隷と言われる「慰安婦」との境界線は極めて曖昧であることが指摘できるのではないか。

4章 おわりに

本稿では、南京における性暴力／性管理の問題を「芸妓」「酌婦」という接客女性の実態を探ることから検討してきた。南京の「日本人街」には、軍「慰安所」のほかに「料理店」や「貸座敷業者」が数多く進出していた。こうした「料理店」の営業は、軍と領事館によって取り締まられたが、大きな決定権

を持っていたのは軍であった。今日、我われが軍「慰安所」と名指すものは「特殊慰安所」と呼ばれ、一般人が利用する「料理店」が「慰安所」と呼ばれており、軍の意向で「慰安所」は「特殊慰安所」に編入される可能性があった。言い換えれば、「慰安所」と「特殊慰安所」との違いは軍専属の「慰安所」であるか否かに過ぎない。また領事館令上では「料理店」は甲種と乙種に分けられ、「甲種料理店」は「料亭」とも称される高級な性買売の場所であり、「乙種料理店」は「妓院」に比する直接的な性買売の場所であった。甲種と乙種の違いは、前者は将校（や裕福な商人）を客とする一流料亭、後者は兵士（や一般庶民）を主な客とする安価な売春宿というように、軍隊内部の階層と対応していたのではないだろうか。「料理店」で働く接客女性にも階層の差があり、なかでも「乙種料理店」の「酌婦」は移動の自由を著しく制限されたと考えられる。

本稿では慰安婦問題に一石を投じるべく、これまで十分に注目されてこなかった「芸妓」「酌婦」という接客女性に光を当てた。占領下南京には「慰安婦」と非常に近い悲惨な状態に置かれた女性が存在したことを示せたのではないだろうか。

最後に、本稿では主に南京日本総領事館の資料から「料理店」や「芸妓」「酌婦」がいかに定義づけられているかを読み解いたが、接客女性が置かれた具体的な状況に対してはまだ光を当てられていない。また、占領下の南京の性管理／性暴力システムを把握するために、中国側の資料に拠りながら日本の植民地公娼制度が中国の公娼制度にいかなる影響を及ぼしたのか検討する必要があるだろう。日本軍占領下南京における中国の公娼制度については、稿を改めて論じることとしたい。

【注】

- 1) 笠原十九司『南京事件』岩波新書、1997年、77頁。
- 2) 笠原十九司『南京事件』岩波書店、1997年、218-228頁。中国の公式見解では犠牲者数は30万とされている。ここでは笠原十九司による「十数万以上、それも二〇万人近いあるいはそれ以上」という主張を採用した。また、本稿は以下で述べるような数の論争には関わらない。
- 3) 笠原十九司『南京事件』岩波新書、1997年、77頁。
- 4) 「一万六千七百一人／領警調査の邦人総人口」『南京大陸新報』1944年5月17日、3面。
- 5) 笠原十九司『南京事件』（岩波新書、1997年）によれば、1938年2月14日、南京攻略作戦に参加した中支那方面軍・上海派遣軍・第一〇軍が解体され、新たに編成された部隊が中支那派遣軍である。
- 6) 南京のほかに、下関、句容、鎮江、金壇、常州、丹陽、蕪湖、寧国の状況が記載されている。南京と下関を除いた他の地域はいずれも南京特別市の範囲外であり、日本軍の南京攻略作戦以前に陥落した県城である。本稿では、南京特別市の範囲内の南京と下関について見ていく。
- 7) 庄巖編『鉄証如山：吉林省新発掘侵華档案研究』吉林出版集团有限责任公司、2014年、19-69頁。この「通牒」は、中国吉林省档案馆で発見されたもので、ほとんどのページの端が欠損しており、判読できない箇所もある。しかし、1938年2月19日と28日に同じ項目での報告がなされているため、相互に対照して報告の各項目を推定すると以下の十二項目になる。「一般概況」、「警備保安機関ノ状況」、「自治委員会活動状況」、「避難民復帰状況」、「住民ノ生活状況」、「文化施設復興状況」、「民心帰嚮状況」、「抗日団体（分子）並敗残兵ノ状況」、「民心不安事象」、「軍ノ為ノ慰安施設状況」、「復興上ノ障碍ト之カ対策所見」。
- 8) 蘇智良、張建軍主編『南京日軍慰安所実録』南京出版社、2017年、30-32頁。
- 9) 李青凌「中国における新たな「慰安婦」資料の発掘：近年の文書史料・フィールドワークの事例から」、『アジア現代女性史』14、2020年。
- 10) 宋連玉「公娼制度から「慰安婦」制度への歴史的展開」、VAWW-NET Japan 編『「慰安婦」・戦時性暴力の実態Ⅰ—日本・台湾・朝鮮編』緑風出版、2000年所収、25-26頁。
- 11) 藤永壮「植民地公娼制度と日本軍「慰安婦制度」、早川紀代編『戦争・暴力と女性3 植民地と戦争責任』吉川弘文館、2005年、16-17頁。藤永によれば、「昭和七年在上海領事館警察事務情況」（吉見義明編『従軍慰安婦資料集』大槻書店、1992年、90、92頁）という文書に「海軍慰安所」という語が記されている。
- 12) 藤目ゆき「「慰安婦」問題の解決を妨げるもの」、同著『「慰安婦」問題の本質——公娼制度と日本人「慰安婦」の不可視化』白澤社、2015年、22-24頁。
- 13) 前掲、25-27頁。
- 14) 吉見義明『買春する帝国——日本軍「慰安婦」問題の基底』岩波書店、2019年、3頁。
- 15) 前掲、243頁。
- 16) 吉見義明編『従軍慰安婦資料集』大槻書店、2019年、52頁。
- 17) 朴貞愛「戦時公娼制の範疇で日本軍「慰安婦」制度の国家責任を問う」、『アジア現代女性史』12、2018年。
- 18) 藤永壮「植民地公娼制度と日本軍「慰安婦制度」、早川紀代編『戦争・暴力と女性3 植民地と戦争責任』吉川弘文館、2005年。なお、上海は日本の植民地ではないが、植民地の公娼制度とつながる性格をもっていることから、藤永は「植民地公娼制度」の枠組みで議論を進めている。

- 19) 前掲、16 頁。
- 20) ヴォートリン日記は 1985 年 10 月に発見され、ラーベ日記は 1996 年 12 月に発見されたという。朱継光「中国歴史学界における南京大虐殺研究のパラダイム転換」、記録編集委員会『南京事件 70 周年国際シンポジウムの記録』日本評論社、2009 年、59-60 頁。
- 21) 例えば、中国では計 78 巻にのぼる『南京大屠殺資料集』（江蘇人民出版社、2010 年）が刊行されており、統計資料だけでなく日本兵士の日記や幸存者の証言などが収録されている。また日本では、松岡環が 1997 年から元日本兵士の証言の聞き取りを行った成果がある。松岡環『南京戦 閉ざされた記憶を尋ねて——元兵士 102 人の証言』社会評論社、2002 年。松岡環『南京戦 切り裂かれた受難者の魂——被害者 120 人の証言』社会評論社、2003 年。
- 22) 経盛鴻「南京“慰安所”尋証記」、『炎黄春秋』04、2019 年。また、朝鮮で日本人巡査に騙され南京の慰安所へ連行されたのちに、拉孟の慰安所へ連行された朴永心さんの被害経験については、西野瑠美子『戦場の「慰安婦」——拉孟全滅戦を生き延びた朴永心の軌跡』（明石書店、2003 年）を参照されたい。
- 23) 南京の人名録が掲載された巻号は、29 版中支版（1939 年）、30 版中支版（1940 年）、31 版中支版（1941 年）、32 版（1942 年）である。
- 24) 蘇智良、張建軍主編『南京日軍慰安所実録』南京出版社、2017 年、19-22 頁。
- 25) 「飯沼守日記」、『南京戦史資料集』偕行社、1989 年、221 頁より 1937 年 12 月 21 日の記録。飯沼守、上海派遣軍参謀長、陸軍少将。
- 26) 「上村利道日記」、『南京戦史資料集』偕行社、1989 年、276 頁より 1937 年 12 月 21 日の記録。上村利道、上海派遣軍参謀副長、歩兵大佐。
- 27) 吉見義明「南京・上海の慰安所と上海派遣軍医部——「渡辺進軍医大尉日記」から」、『戦争責任研究』27（2000 年春季号）。
- 28) 「飯沼守日記」、『南京戦史資料集』偕行社、1989 年、220 頁より。「迅速ニ女郎屋ヲ設ケル件ニ就キ長中佐ニ依頼ス」（12 月 19 日）との記載がある。
- 29) 「南京班第二回報告（二月中状況）」、遼寧省档案馆編『満鉄密档 満鉄与侵華日軍』第 16 輯、広西師範大学出版社、1999 年、397 頁。
- 30) 1 町歩＝約 9900 平方メートル。220 町歩はおおよそ 2.2 平方キロメートル。
- 31) 経盛鴻『南京淪陥八年史：一九三七年十二月十三日至一九四五年九月九日（上）』社会科学文献出版社、2013 年、23-24 頁。
- 32) 「南京在住邦人人人口月別統計表」、南京日本商工会議所編『南京』1941 年、621-623 頁。なお、この統計表は南京日本総領事館警察調べによるものとされている。
- 33) 「昭和十三年在南京総領事館警察事務情况」『外務省警察史』第 48 卷（支那ノ部（中支））不二出版、2001 年、231 頁。
- 34) 32) 前掲
- 35) 「邦人中支発展の大根拠地を建設／南京日本居留民会の新予算三十万円を計上す」、『大阪朝日 中支版』1938 年 4 月 5 日、5 面。坂本悠一監修・編集『朝日新聞外地版 13 中支版 1938 年』ゆまに書房、2008 年、49 頁所収。引用文の傍点は引用者。
- 36) 「中山陵附近に／南京神社建立／邦人寺院、墓地等も」、『大阪朝日 中支版』1938 年 3 月 22 日、5 面。坂本悠一監修・編集『朝日新聞外地版 13 中支版 1938 年』ゆまに書房、2008 年、37 頁所収。
- 37) 「昨日の抗日拠点／いまや全面的復興／新しき再生の道へ」、『大阪朝日 中支版』1938 年 4 月 16 日、5 面。坂本悠一監修・編集『朝日新聞外地版 13 中支版 1938 年』ゆまに書房、2008 年、59 頁所収。
- 38) 久我倉之助『員数外——私の参戦記録』出版同友会、1990 年。細井は旧姓である。1940 年 7 月 24 日から 1943 年 3 月まで南京防衛司令部の参謀部で任に当たった。
- 39) 島津長次郎編『在支那在留邦人名録』（第 32 版中支版、金風社、1942 年 8 月）。「料理店」、「料理業」、「料理置屋業」等呼称が統一されていないが、これらの業種の表記は『人名録』に従った。
- 40) 久我倉之助『員数外——私の参戦記録』出版同友会、1990 年、111-115 頁。
- 41) 18) 前掲、21 頁。なお朝鮮でも地域によって違いがあるものの、「貸座敷」「娼妓」という語の使用を避け、「特別料理店」「第二種料理店」「芸妓」などという用語を用い、買売春を黙認する方針をとっていたという。
- 42) 藤永壮「上海の日本軍慰安所と朝鮮人」、『産業叢書 1 国際都市上海』大阪産業大学産業研究所、1995 年、12 頁。藤永は、近代日本公娼制度において娼妓は、貸座敷業者からの「前借金」によって身柄を束縛されていたのが実態であり、人身売買と何ら変わりはないと指摘する。
- 43) 「陸・海軍外務三省関係者による在留邦人営業許可及び取締に関する決定事項」鈴木裕子、山下英愛、外村大編『日本軍「慰安所」関係資料集成』（上）明石書店、2006 年、111-112 頁。
- 44) 前掲
- 45) 14) 前掲、209-210 頁。
- 46) 「料理店、飲食店、「カフェー」、「ダンスホール」芸妓置屋取締規則」（1939 年 4 月 24 日附館令第四号）、市来義道編『南京』南京日本商工会議所、1941 年、501-504 頁。
- 47) 「鼓楼無線」、『大陸新報』1939 年 2 月 12 日、8 面。
- 48) 「料理店、飲食店、「カフェー」、「ダンスホール」芸妓置屋取締規則」（1939 年 4 月 24 日附館令第四号）、市来義道編『南京』南京日本商工会議所、1941 年、501-504 頁。
- 49) 「宿屋営業取締規則」（1939 年 4 月 24 日付館令第三号）、市来義道編『南京』南京日本商工会議所、1941 年、500 頁。
- 50) 同時期の新聞でも「ダンスホール」が禁止されたことが報道されている。「南京でダンス御法度／暴力取締りもビシ／」、『大阪朝日中支版』1938 年 4 月 22 日、5 面。坂本悠一監修・編集『朝日新聞外地版 13 中支版 1938 年』ゆまに書房、2008 年。

- 51) 中内二郎「揚州、鎮江及南京に於ける居留民行政機関」、『東亜研究』59、1937-1944年、122-133頁。なお、1940年8月、南京居留民会は南京居留民団に改編された。
- 52) 南京の「料理屋」「曉」で働いたという高梨タカは、回想録で「仲居」を務めた経験を語っている。「曉」には10人ほどの「妓」がいて、将校専用の「パンパン屋」だったという。そして、「『曉』では、娼売してもよし、仲居してもよし。仲居やったり、パンパンやったりで忙しい忙しい」と述べており、「仲居」と娼妓との間に大きな区別があったとは考えにくい。玉井紀子『日の丸を腰に巻いて一鉄火娼婦高梨タカ一代記』徳間書店、1984年、84頁。
- 53) 1939年6月10日、南京総領事館で開かれた外務省政務次官清水留三郎の歓迎宴会で起った毒酒事件のこと。維新政府行政院長梁鴻志、立法院長温宗堯、綏遠部長任援道、南京市長高冠吾や日本側軍部関係者など合計20余名が出席し、老酒での乾杯のあと維新政府関係者を含む一部の招待客に中毒症状がみられた。日本側の報道では、投毒したのは「抗日分子」であったとされ、「有力犯人若干名」が逮捕されたと報じられている。「日総領事館毒案已獲犯人数名」、『南京新報』1939年2月12日、5面。また、この事件で、日本総領事館の二名の書記生が亡くなった。「中国事件犠牲者／日領擲期館葬」、『南京新報』1939年6月16日3面。
- 54) 「鼓樓無線」、『大陸新報』1939年6月21日、8面。
- 55) 「鼓樓無線」、『大陸新報』1939年2月12日、8面。
- 56) 14号兵站病院（上海派遣軍第二兵站病院）の軍医であった麻生徹男は1939年、部隊将校一同で「妻鶴」へ外出して宴会を行ったと記している。（麻生徹男『上海より上海へ——兵站病院の産婦人科医』石風社、1993年、117-118頁）。また、三好豊久という人物は、南京のとある部隊を訪問した時のことについて以下のように述べている。「其夜は佐藤少尉の好意で小山獣医中尉と二人で、吾々の歓迎会を近くにある将校集会所で開いてくれた。将校集会所と云つても逃去つた某要人の住宅を一時利用して、漢口から避難してゐた妻鶴と云ふレスのおやぢが引受け経営してゐるのである」（三吉豊久「上海南京紀行（三）」、『日本薬報』第13年第12号、1938年6月）。このように、将校の出入が多いことから「妻鶴」は将校クラスの「料理店」であったと想定できる。
- 57) 「鼓樓無線」、『大陸新報』1939年2月12日、8面。なお、『南京』（市来義道編、南京日本商工会議所、1941年）によると、1940年6月時点で「乙種料理店」の店舗数は30店舗、「甲種料理店」の店舗数は20店舗に達しているから、屋号まで判明しているのはほんの一部に過ぎない。
- 58) 行政院宣伝局新聞訓練所編『南京指南』南京新報社、1939年。この他に「妓院」として、「東雲慰安所」、「浪花樓慰安所」、「満月慰安所」や、「広寒宮妓院」、「人民慰安所」、「秦樓閣妓院」、「蕊香院妓院」、「秦淮別墅」、「大華樓慰安所」、「倚紅閣妓院」、「桃華宮妓院」が記載されている。
- 59) 塚本義隆編『中南支工商名鑑』日本商業通信社、1940年。この他に「慰安所」として、「第五日支親善館」、「東幸昇樓」、「浪花樓」、「故郷慰安所」、「福島慰安所」が記載されている。